

平成 29 年 第 4 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会

提 案 理 由 説 明

○ 説 明 順

- 1 議 案 第 74 号 (降 壇)
- 2 議 案 第 75 号 ~ 議 案 第 77 号 (降 壇)
- 3 議 案 第 72 号 ~ 議 案 第 73 号
- 4 議 案 第 78 号 ~ 議 案 第 86 号 (降 壇)

平 成 29 年 12 月 1 日 提 出

伊 佐 市 長

平成29年第4回伊佐市議会定例会の開会にあたり、議案第74号「教育委員会委員の任命」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、教育委員会委員であります、久保田（くぼた）悦子（えつこ）氏の任期が、本年12月11日をもって満了となることから、引き続き久保田氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

— — — 降 壇 — — —

議案第75号から議案第77号までの「固定資産評価審査委員会委員の選任」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、固定資産評価審査委員会委員であります、竹下（たけした）静雄（しずお）氏、倉野（くらの）泰二（やすじ）氏、桐原（きりはら）茂太（しげた）氏の3人の方々の任期が、本年12月11日をもって満了となることから、引き続き3人の方々を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

— — — 降 壇 — — —

議案第72号の「平成29年度伊佐市一般会計補正予算（第6号）」を専決処分したことについて説明申し上げます。

今回の補正は、平成29年9月28日の衆議院解散に伴う衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を実施するための経費について新たに措置したものであります。

その財源といたしましては、県支出金をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,806万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180億227万7千円とするものであります。

次に、議案第73号の「平成29年度伊佐市一般会計補正予算（第7号）」を専決処分したことについて説明申し上げます。

今回の補正は、富士地区共同納骨堂の外壁等改修工事に要する経費について追加の措置を講じたものであります。

その財源といたしましては、繰入金をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ271万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180億499万3千円とするものであります。

以上2件については、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めた

ので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第78号「平成29年度伊佐市一般会計補正予算（第8号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、障がい者の自立支援に要する経費や公共施設の維持補修に要する経費等について、所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

総務費につきましては、菱刈庁舎東側車庫の解体工事に要する経費について新たに措置し、民生費につきましては、事業実績確定に伴う国・県に対する精算返納に要する経費について新たに措置したほか、障がい者介護給付費の支給、重心医療助成費の支給及び生活保護扶助事業に要する経費について追加の措置を講じております。

衛生費につきましては、事業実績確定に伴う国・県に対する精算返納に要する経費や落雷被害を受けた大口リサイクルプラザの機器の修繕に要する経費について新たに措置したほか、牛尾湧水処理施設の設備更新に要する経費について減額の措置を講じております。

農林水産業費につきましては、野菜価格安定対策事業に要する経費について減額の措置を講じたほか、第12回全国和牛能力共進会に向けた取り組みに要する経費について新たに措置しております。

商工費につきましては、商店街活性化事業に要する経

費や木造住宅整備促進事業に要する経費について追加の措置を講じ、土木費につきましては、鵜泊（うどまり）2号線の計画変更に伴い、過疎債・路線整備事業に要する経費について減額の措置を講じたほか、老朽化した市営住宅の解体に要する経費について新たに措置しております。

消防費につきましては、伊佐湧水消防組合に対する負担金について減額の措置を講じ、教育費につきましては、伊佐市文化会館の非常用発電機の修繕に要する経費や田中校区集会施設の駐車場用地購入に要する経費について新たに措置しております。

以上、歳出について説明いたしました但、これらの財源につきましては、市税、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄付金、繰入金、諸収入並びに市債をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,397万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181億2,896万9千円とするものであります。

このほか債務負担行為では、一般廃棄物収集運搬業務委託4件と新衛生センターの運転管理業務委託について追加の措置を講じ、地方債では、公共施設等適正管理推進事業債を追加したほか、公共事業等債、過疎対策事業債について限度額の変更を行う措置を講じ、一般事業債について廃止の措置を講じております。

次に、議案第79号「平成29年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において保険給付に伴う経費について所要の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,187万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億1,525万6千円とするものであります。

次に、議案第80号「平成29年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において保険給付に伴う経費について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ705万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億8,696万7千円とするものであります。

次に、議案第81号「平成29年度伊佐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において公債費に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,436万円とするものであります。

このほか地方債では、簡易水道事業債について限度額の変更を行う措置を講じております。

次に、議案第82号「平成29年度伊佐市農業集落排水事

業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

今回の補正は、歳出において事業費に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ316万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,594万9千円とするものであります。

次に、議案第83号「伊佐市課設置条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、組織機構の見直しに伴い、課の分掌事務の変更を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第84号「伊佐市災害対策本部条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、災害対策基本法の一部改正に伴い、引用している条項にずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第85号「新市まちづくり計画の一部変更」について説明申し上げます。

本件につきましては、新市まちづくり計画について、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正に伴い、合併推進債の起債可能期間が5年延長されたことから、その間合併推進債が活用できるよう計画変更を行うもので、市町村の

合併の特例に関する法律第6条第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第86号「伊佐市過疎地域自立促進計画の一部変更」について説明申し上げます。

本件につきましては、伊佐市過疎地域自立促進計画について、「教育の振興」に「過疎地域自立促進特別事業」として「図書館整備事業」を追加する計画変更を行うもので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案11件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———